

定期預金規定集

改定後（新）	改定前（旧）																								
<p>17（利息）</p> <p>(3) この預金を後記 18(1)により満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p><u>ただし②から⑥については、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</u></p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	<p>17（利息）</p> <p>(3) この預金を後記 18(1)により満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																								
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																								
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																								
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																								
<p>21（利息）</p> <p>(5) この預金を後記 22(1)により解約する場合および前記 11 により解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table> <p><u>ただし②から⑥については、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</u></p>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%	<p>21（利息）</p> <p>(5) この預金を後記 22(1)により解約する場合および前記 11 により解約する場合、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</p> <table border="0"> <tr> <td>① 6か月未満</td> <td>解約日における普通預金の利率</td> </tr> <tr> <td>② 6か月以上1年未満</td> <td>2年以上利率×40%</td> </tr> <tr> <td>③ 1年以上1年6か月未満</td> <td>2年以上利率×50%</td> </tr> <tr> <td>④ 1年6か月以上2年未満</td> <td>2年以上利率×60%</td> </tr> <tr> <td>⑤ 2年以上2年6か月未満</td> <td>2年以上利率×70%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 2年6か月以上3年未満</td> <td>2年以上利率×90%</td> </tr> </table>	① 6か月未満	解約日における普通預金の利率	② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%	③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%	④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%	⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%	⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																								
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																								
① 6か月未満	解約日における普通預金の利率																								
② 6か月以上1年未満	2年以上利率×40%																								
③ 1年以上1年6か月未満	2年以上利率×50%																								
④ 1年6か月以上2年未満	2年以上利率×60%																								
⑤ 2年以上2年6か月未満	2年以上利率×70%																								
⑥ 2年6か月以上3年未満	2年以上利率×90%																								

24 (利息)

(3) この預金を後記 25(1)により満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率－（約定利率×30%）

C. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率－（約定利率×30%）

B. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、①②については、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

24 (利息)

(3) この預金を後記 25(1)により満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率－（約定利率×30%）

C. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率－（約定利率×30%）

B. 約定利率－ $\frac{(\text{基準利率}-\text{約定利率}) \times (\text{約定日数}-\text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

27 (利息)

(4) この預金を後記 28(1)により満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率 - (約定利率×30%)

C. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率 - (約定利率×30%)

B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、①②については、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

27 (利息)

(4) この預金を後記 28(1)により満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数（以下「預入日数」といいます。）および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率 - (約定利率×30%)

C. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳（証書）記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

②預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次のAおよびBの算式により計算した利率（小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Bの算式による利率は約定利率×10%を下限とします。）のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率 - (約定利率×30%)

B. 約定利率 - $\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$

30 (利息)

(3) この預金を後記 31(1)により満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満 約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

③預入日の3年後の応当日の翌日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満
預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- C. 1年以上2年未満
預入日における預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- D. 2年以上3年未満
預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%

30 (利息)

(3) この預金を後記 31(1)により満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①預入日の1か月後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満 約定利率×70%

②預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

③預入日の3年後の応当日の翌日から5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満
預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- C. 1年以上2年未満
預入日における預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- D. 2年以上3年未満
預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%

E. 3年以上4年未満

預入日における預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%

F. 4年以上5年未満

預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%

ただし、前②、③を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。

なお、①から③については、解約日における普通預金の利率を下回らないものとしします。

また、預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした複利型のこの預金の場合、預入日の1年後の応当日以後であれば、元金の一部を1万円以上の金額で10回まで解約することができます。ただし、この元金の一部とは、この預金の元金金額が300万円を超える場合はこの預金の元金金額のうち300万円を超える金額部分とし、この預金の元金金額が300万円未満の場合はこの預金の元金金額のうち任意に指定した金額部分とします。解約する部分についての利息は前③に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。

E. 3年以上4年未満

預入日における預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%

F. 4年以上5年未満

預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%

ただし、前②、③を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。

なお、預入日の3年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした複利型のこの預金の場合、預入日の1年後の応当日以後であれば、元金の一部を1万円以上の金額で10回まで解約することができます。ただし、この元金の一部とは、この預金の元金金額が300万円を超える場合はこの預金の元金金額のうち300万円を超える金額部分とし、この預金の元金金額が300万円未満の場合はこの預金の元金金額のうち任意に指定した金額部分とします。解約する部分についての利息は前③に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。

34 (利息)

(4) この預金を後記 35(1)により満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①自動継続自由金利型3年定期預金（M型）、自動継続自由金利型4年定期預金（M型）および自動継続自由金利型5年定期預金（M型）以外

34 (利息)

(4) この預金を後記 35(1)により満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）と期限前解約利息との差額を清算します。

①自動継続自由金利型3年定期預金（M型）、自動継続自由金利型4年定期預金（M型）および自動継続自由金利型5年定期預金（M型）以外

のこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満 約定利率×70%

②自動継続自由金利型3年定期預金（M型）の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

③自動継続自由金利型4年定期預金（M型）の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満
預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- C. 1年以上2年未満
預入日における預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- D. 2年以上3年未満
預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- E. 3年以上4年未満
預入日における預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%

④自動継続自由金利型5年定期預金（M型）の場合

- A. 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満
預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- C. 1年以上2年未満

のこの預金の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- C. 1年以上3年未満 約定利率×70%

②自動継続自由金利型3年定期預金（M型）の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- C. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- D. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- E. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- F. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

③自動継続自由金利型4年定期預金（M型）の場合

- A. 6か月未満 解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満
預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- C. 1年以上2年未満
預入日における預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- D. 2年以上3年未満
預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- E. 3年以上4年未満
預入日における預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%

④自動継続自由金利型5年定期預金（M型）の場合

- A. 6か月未満
解約日における普通預金の利率
- B. 6か月以上1年未満
預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%
- C. 1年以上2年未満

<p>預入日における預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%</p> <p>D. 2年以上3年未満 預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%</p> <p>E. 3年以上4年未満 預入日における預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%</p> <p>F. 4年以上5年未満 預入日における預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%</p> <p>ただし、前②、③および④を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。</p> <p><u>なお、①から④については、解約日における普通預金の利率を下回らないものとしします。</u></p> <p>また、自動継続自由金利型4年定期預金（M型）および自動継続自由金利型5年定期預金（M型）を複利型とした場合は、預入日の1年後の応当日以後であれば、元金の一部を1万円以上の金額で10回まで解約することができます。ただし、この元金の一部とは、この預金の元金金額が300万円を超える場合はこの預金の元金金額のうち300万円を超える金額部分とし、この預金の元金金額が300万円未満の場合はこの預金の元金金額のうち任意に指定した金額部分とします。解約する部分についての利息は前③、④に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払いします。</p>	<p>預入日における預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%</p> <p>D. 2年以上3年未満 預入日における預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%</p> <p>E. 3年以上4年未満 預入日における預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%</p> <p>F. 4年以上5年未満 預入日における預入日の4年後の応当日を満期日としたこの預金の利率×70%</p> <p>ただし、前②、③および④を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率（6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。</p> <p>なお、自動継続自由金利型4年定期預金（M型）および自動継続自由金利型5年定期預金（M型）を複利型とした場合は、預入日の1年後の応当日以後であれば、元金の一部を1万円以上の金額で10回まで解約することができます。ただし、この元金の一部とは、この預金の元金金額が300万円を超える場合はこの預金の元金金額のうち300万円を超える金額部分とし、この預金の元金金額が300万円未満の場合はこの預金の元金金額のうち任意に指定した金額部分とします。解約する部分についての利息は前③、④に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払いします。</p>
<p>39 (利息)</p> <p>(3) この預金を後記 40(1)により満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>	<p>39 (利息)</p> <p>(3) この預金を後記 40(1)により満期日前に解約する場合および前記 11 により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①預入日の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p>

<p>②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>b. 1年以上2年未満 約定利率×70%</p> <p>B. 変動金利3年定期預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>b. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>c. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>d. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>e. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>ただし、変動金利3年定期預金を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。</p> <p><u>なお、A Bについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。</u></p>	<p>②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間払日数が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。</p> <p>A. 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満 約定利率×50%</p> <p>b. 1年以上2年未満 約定利率×70%</p> <p>B. 変動金利3年定期預金の場合</p> <p>a. 6か月以上1年未満 約定利率×40%</p> <p>b. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%</p> <p>c. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%</p> <p>d. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%</p> <p>e. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%</p> <p>ただし、変動金利3年定期預金を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。</p>
<p>43 (利 息)</p> <p>(3) この預金を後記 44(1)により満期日前に解約する場合および前記 11により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経</p>	<p>43 (利 息)</p> <p>(3) この預金を後記 44(1)により満期日前に解約する場合および前記 11により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。</p> <p>①預入日（継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。）の6か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</p> <p>②預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経</p>

過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- b. 1年以上2年未満 約定利率×70%

B. 自動継続変動金利3年定期預金の場合

- a. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- b. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- c. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- d. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- e. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

ただし、自動継続変動金利3年定期預金を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。

なお、A Bについては、解約日における普通預金の利率を下回らないものとします。

過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した金額の合計額（以下「期限前解約利息」といいます。）を、この預金とともに支払います。この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息（中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額）との差額を清算します。

A. 預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金の場合

- a. 6か月以上1年未満 約定利率×50%
- b. 1年以上2年未満 約定利率×70%

B. 自動継続変動金利3年定期預金の場合

- a. 6か月以上1年未満 約定利率×40%
- b. 1年以上1年6か月未満 約定利率×50%
- c. 1年6か月以上2年未満 約定利率×60%
- d. 2年以上2年6か月未満 約定利率×70%
- e. 2年6か月以上3年未満 約定利率×90%

ただし、自動継続変動金利3年定期預金を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算します。